

# 資料1 『令和6年度 診療報酬改定の要点』 誤植のお詫び

資料1 『令和6年度診療報酬改定の要点』につきまして、誤りがございました。  
深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
8	11～18行目	歯科外来診療感染策加算	歯科外来診療感染対策加算
11	上段右の表 下段右の表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>初診時歯科診療導入加算+175点</p> <p><b>新</b> 初診時歯科診療導入加算+250点</p> <p><b>新</b> 初診時歯科診療導入加算+500点</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>歯科診療特別対応加算 1 +175点</p> <p><b>新</b> 歯科診療特別対応加算 2 +250点</p> <p><b>新</b> 歯科診療特別対応加算 3 +500点</p> </div>
11	下段左の表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 歯科初診料 <span style="float: right;">58点</span></p> <p>2 地域歯科診療支援 病院歯科初診料 <span style="float: right;">75点</span></p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 歯科再診料 <span style="float: right;">58点</span></p> <p>2 地域歯科診療支援 病院歯科再診料 <span style="float: right;">75点</span></p> </div>
18	最終行に追加	<p><u>なお、算定に当たっては、患者の全身的な疾患及び当該疾患に係る術中や術後の管理上の留意点等について、(1)に規定する管理計画書に記載する。</u></p>	
19	上から 1,2,4,17行目	<p>周術期口腔機能管理料(Ⅰ)</p> <p>周術期口腔機能管理料(Ⅱ)</p> <p>周術期口腔機能管理料(Ⅲ)</p> <p>周術期口腔機能管理料(Ⅳ)</p>	<p>周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)</p> <p>周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)</p> <p>周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)</p> <p>周術期等口腔機能管理料(Ⅳ)</p>
20	上から2,3,4行目	診療情報等連携等共有料	診療情報等連携共有料
20	通知(3)5行目 ロハニホ	診療情報	診療情報等
20	通知(3)6行目ハ	医療機関名	保険医療機関名
20	通知(8)2行目	診療情報	診療情報等
22	右側の図の中	エナメル質う蝕管理料	エナメル質初期う蝕管理料
23	(16)～「別の医科」 の前まで	<p>(15)「注10」の総合医療管理加算は、糖尿病の患者、骨吸収抑制薬投与中の患者、感染性心内膜炎のハイリスク患者、関節リウマチの患者、血液凝固阻止剤若しくは抗血小板剤投与中の患者、<b>認知症の患者、神経難病の患者、<del>又は</del>HIV感染症の患者又はA000に掲げる初診料</b>の(16)のと若しくは(19)に規定する感染症の患者若しくは当該感染症を疑う患者であって、(別の医科の……)</p>	
25	通知(1)2行目	管理計画書	管理計画
29	下から2行目	特別な関係	特別の関係

31	告示 注6,注7	小児在宅歯科医療連携加算	在宅歯科医療連携加算
32	【改定後】の表内	328点 300点	326点 295点
36	上の表の下	在宅歯科医療栄養サポートチーム等連携指導料 1・2	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1・2・3
39	下から11行目	D012 舌圧検査(1回につき)	D011-3 咬合圧検査(1回につき)
41	注6の下の 【改訂前】表内	一般名処方加算1 5点 一般名処方加算2 4点	一般名処方加算1 7点 一般名処方加算2 5点
48	歯髄保護処置と 注1の間に追加	I004 歯髄切断(1歯につき) 【改定前】 1 生活歯髄切断 230点 2 失活歯髄切断 70点	【改定後】 1 生活歯髄切断 233点 2 失活歯髄切断 72点
49	下から6行目	<b>告示 施設</b>	<b>告示</b>
49	I008-2 加圧根管充填処置の矢印内	上から +10 +2 +2	+1 +2 +3
51	通知(5)の下	→口腔バイオフィルム処置	I011 歯周基本治療 →口腔バイオフィルム除去処置
55	通知(1)6行目	対して行った	対して製作した
58	1行目	130点	100点
61	注1の上、(1)の上		<b>告示</b> (注1の上) <b>通知</b> ((1)の上)
63	下の図の上	063	J063
64	右下の図の下	医技評より新規技術として導入	削除
64	下から6行 差し替え	<b>通知</b> (4)顎関節鏡下授動術とは、主に繊維性癒着を適応とし、関節の可動域を制限している関節内癒着部を内視鏡下にメス、シェイバー、レーザー等を用いて切離し、可動域の増加を目的とするものをいう。	
72	右の表の点数	190 284 370 310 454	192 287 372 312 459
73	M020 鑄造鉤の下に追加	【改定前】 1 双子鉤 255点 2 二腕鉤 235点	【改定後】 1 双子鉤 260点 2 二腕鉤(レスト付き) 240点
		M021 線鉤 (1個につき)	
74	上の図の下		<b>通知</b>
82	1行目の上 3行目 7行目	臨在歯	M017 ポンティック 隣在歯
84	通知(8)2、5行目	E000 の1に掲げる	E000 に掲げる
84	通知(8)6、7行目	2に掲げる 特殊撮影	2 特殊撮影
85	写真の下	001-2 歯科矯正相談料	N001-2 歯科矯正相談料